

大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例

平成22年12月15日

大阪市条例第81号

大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例を公布する。

大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例

(目的)

第1条 この条例は、児童を虐待から守るため、基本理念を定め、本市、市民及び保護者の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、通告に係る対応等基本となる事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第4 条第1 項に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 児童福祉法第6 条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12 年法律第82 号）第2 条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告機関 大阪市児童相談所条例（昭和39 年大阪市条例第35 条）第1 条に規定するこども相談センター（以下「こども相談センター」という。）及び大阪市保健福祉センター条例（平成15 年大阪市条例第7 号）第1 条第1 項に規定する保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、児童の心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与えるものであり、何人も虐待をしてはならない。

2 虐待への対応は、児童の最善の利益を考慮してなされなければならない。

3 何人も、次代の社会を担うすべての児童一人ひとりが尊重され、虐待がなく、児童が健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

2 本市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。

3 本市は、こども相談センター、保健福祉センター及び関係機関等の連携を強化し、虐待防止のための支援の充実に努めなければならない。

4 本市は、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた児童のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

5 本市は、関係機関等及び地域社会の虐待防止の取組みを積極的に支援しなければならない。

6 本市は、児童を虐待から守るため、必要な広報及び啓発活動に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、虐待を防止するよう努めなければならない。

2 市民は、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに通告機関に通告しなければならない。

3 市民は、通告機関が行う児童の安全の確認に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、児童のしつけに際して身体的もしくは精神的苦痛を与えぬよう配慮しなければならない。

2 保護者は、児童を虐待から守ることについて理解を深め、児童の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。

3 保護者は、通告機関が行う児童の安全の確認に協力しなければならない。

（虐待の予防及び早期発見）

第7条 関係機関等は、虐待を防止するために、本市が実施する子育て支援策に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに通告機関に通告しなければならない。また、必要とする支援について本市と連携し、協力するよう努めなければならない。

（通告に係る対応等）

第8条 本市は、虐待に係る通告及び相談に常時応ずることができる体制を整備しなければならない。

2 こども相談センター所長は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者から通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認める時は、当該児童との面会等の方法により当該児童の安全を確認しなければならない。虐待に係る相談があった場合についても、同様とする。

3 本市は、第1項の通告をした者又は相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

（虐待を受けた児童に対する保護及び支援）

第9条 市長は、関係機関等と連携し、虐待を受けた児童に対し、当該児童の心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

（虐待を受けた児童の保育所の入所等）

第10条 市長は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合において、虐待を受けた児童に配慮して当該児童に係る保育所への入所の決定又は同項の規定による要請を行うものとする。

（虐待を受けた児童に対する教育支援）

第11条 本市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

（虐待を行った保護者に対する指導）

第12条 市長は、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導を行い、当該保護者は、その指導に従わなければならない。

（児童虐待防止推進月間）

第13条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるために、毎年11月を児童虐待防止推進月間とする。

（虐待の状況等の公表）

第14条 市長は、毎年度、本市における虐待に係る通告等の状況及び虐待防止への取組みの状況を公表しなければならない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月25日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第55号、平成28年10月1日施行、告示第1308号の2）抄

1 この条例の施行期日は、市長が定める。